

未成年の単独・または片親のみ同行の渡航に条件のある国

1. 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、英文同意書の携行などの条件のある国の一覧です。
2. 下記は各国大使館等の情報に基づき作成しております。予告なく変更される場合がありますのでご了承ください。

同意書を携行するかどうかはお客さまご自身でご判断いただくようお願いいたします。

同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、入国審査官によっては提示を求めない場合もあります。入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。

3. 未成年の対象年齢や作成方法は国により異なります。なお、お客さまの状況により同意書要否や作成方法が異なる場合もありますので、具体的なケースについては直接各関係機関へお問い合わせください。
4. ヨーロッパなど複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認ください。
特にシェンゲン協定加盟国を訪問する場合、最初に訪問する加盟国で入国審査を受けます。加盟国間の移動は同一国内の移動と考えられ、入国審査はありません。

【加盟国：2016年10月現在 計26か国】

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

例) オランダ乗り継ぎスペイン行きの場合、入国審査はオランダで行われ、スペイン入国時に入国審査はありません。

5. イタリア、スペイン、ドイツ、ベルギー、ポルトガルは、手続きに時間がかかる場合がありますので、同意書を携行する場合は十分な余裕を持ってご準備ください。

(注) 外務省アポステイユ証明とは：外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(付箋による証明)。外務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続きします。詳細は外務省ホームページでご確認ください。

◎外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

○=要、△=場合により要、×=不要

2022年6月現在

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	同意書記入例	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費など	大使館情報/書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴			戸籍謄本(要翻訳)	大使館認証	公証人認証	外務省アポステイユ証明(注)		
アメリカ (ハワイ・グアム含む)	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	△ ※場合により要。 右記参照。	×	×	×	不要	米国土安全保障省税関・国境警備局(CBP)では、18歳未満の未成年が単独や片方の親のみ、または親以外の大人の方と渡航する場合、親の「渡航同意書(英文)」を持参することを強く推奨しています。 ■作成方法 1. 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語) 親と子が別姓の場合、同行しない親が死別・離婚によりサインがない場合は家族構成がわかる公的書類(戸籍謄本(英文)※)が別途必要。 同行しない親が海外赴任・入院その他の理由によりサインがない場合は理由を証明する書類(勤務先の証明書、入院申込書(英文)※)が別途必要。 ※グアムについてはグアム政府観光局ホームページ情報をご確認ください。 ※公的書類は英訳を必要としますが、日本語原本のコピーに単語などを直接記載したり、原本にご自身で英訳した書面を添付したもので可能です。 ◎米国CBP Webサイト情報 https://help.cbp.gov/s/article/Article-3643?language=en_US ◎グアム政府観光局Webサイト情報 https://www.visitguam.jp/planning/immigration-to-guam/
カナダ	18歳未満	○	○	カナダ記入例	-	△ ※場合により要。 右記参照。	×	×	×	戸籍謄本の翻訳代	■作成方法 1. 親権者(保護者)と同行せず単独入国する場合 親権者(保護者)からの、カナダ滞在中親代わりとなる人を指名した渡航同意書。 出生証明書または戸籍謄本のコピー 2. 片方の親が同行する場合 同行しない親からの渡航同意書。 出生証明書または戸籍謄本のコピー 同行しない親の署名入り旅券または公的身分証明書のコピー ※両親が別居・離婚されており、子どもの養育権を共有している場合 法的監護文書のコピー ※両親が別居・離婚されており、片方の親が養育権を有している場合 養育権を有している親の署名が入った、養育権を定めた書類のコピー ※片方の親が亡くなっている場合 死亡証明書のコピー 3. 法廷後見人または養父母と入国する場合 後見に関する立証書類または養子縁組の書類のコピー(該当する方) 4. 両親や法廷後見人以外の成人が同行する場合 両親(保護者)の渡航同意書 ※両親または法廷後見人の住所と電話番号を記載する必要あり 両親または法廷後見人の署名入り旅券または公的身分証明書のコピー ※修学旅行や研修旅行などの団体旅行の場合も含む ◎カナダ大使館Webサイト

											https://travel.gc.ca/travelling/children/consent-letter
アイスランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	×	×	×	×	不要	両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語)
イギリス	18歳未満	○	○	イギリス同意書 サンプル	イギリス同意書 記入例	×	×	×	×	不要	<p>■作成方法</p> <p>1. 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語)</p> <p>2. 未成年の滞在先・滞在予定日数、両親の連絡先(電話番号必須)、同行者の情報(※1)、同行しない親のサイン(※2)、日付を記載します。</p> <p>※1 「○○(同行者)と一緒に渡航することを認めています」という旨を記載します。修学旅行の場合は教師などの名前を記載します。</p> <p>※2 死別や離婚等で片方の親しかサインができない場合、サインができない親のサイン欄に、サインができない理由を記入します。</p> <p>例: 死別 (dead.late)、離婚 (divorced) など</p>

○=要、△=場合により要、×=不要

2020年10月1日 現在

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	同意書記入例	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費など	大使館情報/書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴			戸籍謄本(要翻訳)	大使館認証	公証人認証	外務省アポスティーユ証明(注)		
イタリア	イタリア国籍 15歳未満 (イタリア国籍以外の18歳未満)	○	○	指定	-	△ ※場合により要。 右記参照。	△ ※場合により要。 右記参照。	△ ※場合により要。 右記参照。	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)、 戸籍謄本の翻訳代	大使館では、「15歳未満のイタリア国籍所持者が単独または片方の親のみ同伴で渡航する場合、入国時に渡航同意書の提示が求められる場合がある」と案内しています。 18才未満のイタリア籍以外の外国籍(日本籍を含む)の方が単独または片方の親と渡航する場合、渡航同意書の持参は原則不要です。 ただし大使館では渡航同意書と親の旅券のコピー(親のサイン証明のための)持参を推奨しています。 公証役場での手続き方は以下の通りです。 大使館・領事館での手続きも可能ですが、詳細はその都度渡航者本人から直接大使館・領事館にご確認ください。 ■作成方法(公証役場で手続きする場合) 1. 渡航同意書(指定フォーム)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 親のIDENTITY NO.はパスポート番号を記入ください。パスポートを所持していない場合、運転免許証の番号(外国籍の場合は在留カード等の番号)を記入ください。 2. 両親または一緒に渡航しない親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方法務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。(地方法務局:法務局長認証、外務省:アポスティーユ証明) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポスティーユ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) ※姓が異なる場合や親がサインできない場合など、親子関係や親権の証明が必要な場合は、戸籍謄本などが必要です。 戸籍謄本は、オリジナルに外務省のアポスティーユ証明を受け、その後イタリア語翻訳をしたものが必須です。 翻訳は大使館指定翻訳者が行い、大使館の翻訳認証を受ける必要があります(有料)。
エストニア	18歳未満	○	△ ※右記参照	自由(英語)	記入例	○	○	○	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)、 戸籍謄本の翻訳代	大使館では、「18歳未満の未成年が単独または親以外の成人同伴で渡航する場合、入出国時に親からの英文同意書(形式自由)、戸籍謄本(英訳付き)が必要。片方の親が同伴の場合は望ましい。同意書と英訳には、公証役場での認証、外務省アポスティーユ認証、同意書には大使館認証も必要。」と案内しています。
オーストリア	18歳未満	○	×	オーストリア同意書 サンプル	オーストリア同意書 記入例	×	×	×	×	不要	大使館では、「18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、以下の内容を記載した両親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。 ■作成方法 英語またはドイツ語の自由形式で作成し、以下を記載。 1. 渡航者の氏名、生年月日および宿泊先情報(宿泊先名称・住所・電話番号) 2. 両親の氏名、生年月日、住所、電話番号および渡航に同意している旨の記載
オランダ	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	△ ※場合により要。 右記参照。	×	×	×	戸籍謄本の翻訳代	両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語)と、親のパスポートコピー。 親がパスポートを持っていない場合は渡航同意書と戸籍謄本。離別や死別などで同意書にサインができない場合は親権者の同意書と戸籍謄本。 ※戸籍謄本は翻訳会社にて英訳し、翻訳者のサインを記入。
ギリシャ	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	○	○	○	×	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)、 戸籍謄本の翻訳代	18歳未満の方が片方の親同伴または単独で渡航する場合、両親または同行しない親の署名した英文同意書と親の旅券コピーの持参が望ましい。 同意書には公証役場または大使館での認証が必要です。 また、戸籍謄本は大使館指定の翻訳会社による英訳にされたものに大使館認証が必要です。 詳細は、大使館へ直接お問い合わせください。
スイス	18歳未満	○	×	自由(英語)	記入例	×	×	×	×	不要	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	同意書記入例	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費など	大使館情報/書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴			戸籍謄本(要翻訳)	大使館認証	公証人認証	外務省アポステイユ証明(注)		
スペイン	18歳未満	○	△ ※右記参照	公証役場での作成 渡航同意書 指定<A>	スペイン 渡航同意書 記入例	×	×	○	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)	<p>1. 18歳未満の未成年者および両親(親権者)の全員が日本国籍の場合 大使館では、「未成年者が、両親が同伴せず単独渡航する場合は、両親(親権者)からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。 渡航について説明ができるよう備えてください。同意書は公証役場で作成します。 片方の親が同伴する場合、同意書の持参は不要です。</p> <p>2. 18歳未満の未成年者および両親(親権者)のいずれかが日本国籍以外の場合、同行しない親(親権者)からの渡航同意書が必要です。 公証役場で作成します。スペイン国籍の家族の場合は、大使館にて手続きが可能です。</p> <p>■手続方法</p> <p>1. 公証役場で作成する場合(有料)</p> <p><1>両親の渡航同意書(指定フォーム)<A>を記入する(サイン以外の部分のみ)。 ◎両親の渡航同意書<A>の記入上の注意 a. 「旅行日程」はスペインの滞在期間を記入します。 b. 「スペインに滞在中の未成年者の責任者名」と「責任者の身分証明書番号」は、片方の親同伴の場合、記入不要です。 観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します。 <2>同行しない親が公証役場に出向き、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受けます。 <3>地方法務局に出向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受けます。 <4>外務省でアポステイユ認証を受けます。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアポステイユ認証を受けられます。 詳細は、最寄りの公証役場にお問合せください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能)</p> <p>2. 大使館で作成する場合(有料)</p> <p><1>公正証書・作成用データ記入用紙(指定フォーム)、親のパスポートのコピー1、戸籍謄本オリジナル、コピー1を大使館へ提出します。 ※親のパスポートがない場合、パスポートを作成する。 ※戸籍謄本は外務省のアポステイユ認証を取り付ける。 ◎公正証書・作成用データ記入用紙の記入上の注意 a. 「スペインで所属する学校名・施設名」は留学目的の場合のみ記入します。 その他の目的の場合、記入不要です。 b. 「スペインにおける法定代理人」は片方の親同伴の場合、記入不要です。 観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します。 <2>大使館が同意書を作成します(数日かかる)。 <3>大使館より連絡が入ったら予約を取り、同行しない親が大使館へ出頭し、領事の面前で署名します。 同意書はその場で受け取ります。</p>
				大使館での作成 公正証書 データ作成用 指定	スペイン 公正証書 データ作成用 記入例	○ (翻訳不要)	○	×	○ (戸籍謄本への 認証)	約1,000円	
スロベニア	18歳未満	○	×	自由(英語)	記入例	×	×	×	×	不要	大使館では、「18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、入国時に親からの英文渡航同意書(形式自由)および戸籍謄本の英訳(個人によるもので可)が求められる場合がある」と案内しています。
セルビア	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	×	○	×	×	翻訳・認証料金 8,100円	<p>■作成方法</p> <p>1. 同伴しない親の氏名、サイン、捺印、未成年の氏名、旅券番号、渡航先住所、渡航期間、同意する旨の文を記載します。 死別などで作成できない場合は、法定代理人が作成します。</p> <p>2. 大使館にてセルビア語への翻訳および認証手続きを行います。</p>
デンマーク	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	×	×	×	×	不要	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独または片方の親同伴で渡航する場合、同行をしない親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。
ドイツ	18歳未満	△ ※右記参照	△ ※右記参照	ドイツ同意書 サンプル	ドイツ同意書 記入例	×	×	×	×	不要	<p>■作成方法</p> <p>大使館では未成年者(18歳未満の者)が一人で、または片方の親のみとドイツに渡航する場合、あるいは親権者以外の方とともにドイツに渡航する場合は、パスポートなど必要な渡航書類とあわせ、親権者による同意書(形式自由)および親権者のパスポート・身分証明書の写しの携行を推奨すると案内しています。</p> <p>◎ドイツ大使館案内ページ https://japan.diplo.de/ja-ja/service/-/1032284 →「未成年者がドイツに渡航します。何か手続きは必要ですか?」の項をご覧ください。</p>
ノルウェー	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	×	×	×	×	不要	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独または片方の親同伴で渡航する場合、同行をしない親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。
フィンランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	×	×	×	×	不要	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「親以外の成人同伴または単独渡航する場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。
フランス	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	×	×	×	×	不要	大使館では入国時のトラブルを避けるため、「18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。

国名	対象年齢	同意書要否		同意書の様式	同意書記入例	戸籍謄本・各種認証 要否				必要な実費など	大使館情報/書類作成方法
		単独渡航	片方の親同伴			戸籍謄本(要翻訳)	大使館認証	公証人認証	外務省アポステイユ証明(注)		
ベルギー	18歳未満	○	○	自由(英語)	記入例	△ ※場合により要。 右記参照。	×	○	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)、 戸籍謄本の翻訳代	<p>■作成方法</p> <p>1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。</p> <p>2. 両親または一緒に渡航しない親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。その後、地方法務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。 (地方法務局:法務局長認証、外務省:アポステイユ認証)</p> <p>※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポステイユ証明をまとめて受けられます。詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能)</p> <p>※離別や死亡等で両親がサインできない場合、親(親権者)の同意書のほかに戸籍謄本が必要です(親権者が明記してあること)。戸籍謄本はオリジナルに外務省でアポステイユ証明を受け、その後翻訳が必要です。</p> <p>さらに翻訳には、翻訳者自身が公証役場に出向き、翻訳者のサイン認証、法務局長及び外務省のアポステイユ証明を受ける必要があります。</p>
ポルトガル	18歳未満	○	○	大使館にて作成	-	都度確認	○	×	×	大使館へご確認ください	<p>同意書は大使館で作成しますので、詳細は大使館へ直接お問い合わせください。</p> <p>◎ポルトガル大使館領事部ホームページ http://embaixadadeportugal.jp/consular.jp/</p>
ラトビア	18歳未満	○	×	自由(英語)	記入例	×	×	○	○	認証料金 (公証役場:11,500円 外務省:無料)	<p>■作成方法</p> <p>1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。</p> <p>2. 両親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。その後、地方法務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。(地方法務局:法務局長認証、外務省:アポステイユ認証)</p> <p>※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポステイユ証明をまとめて受けられます。詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能)</p> <p>3. 両親による書類が用意できない場合は、父親または母親いずれかによる同意書を携帯してください。</p>
ルーマニア	18歳未満 (ルーマニア国籍のみ)	○	○	※	-	×	○※	○※	×	有料 (大使館へ ご確認ください)	<p>ルーマニア国籍(日本との二重国籍者を含む)の18歳未満の方が、親権者の同伴なしで出入国する場合、ルーマニア出国時に親権者からの同意書の提示が義務付けられています。</p> <p>■作成方法 ルーマニア国外で作成する場合、大使館での手続が必要です(有料)。詳細はその都度、渡航者本人から大使館へご確認ください。</p> <p>【参考】在ルーマニア日本大使館Webサイト ●日本とルーマニアの二重国籍者のルーマニア出入国に際する注意点 http://www.ro.emb-japan.go.jp/consular_62_i.htm</p>
ルクセンブルク	18歳未満	都度確認		-	-	-	-	-	-	大使館へご確認ください	<p>詳細は大使館へ直接お問い合わせください。</p> <p>◎ルクセンブルク大使館領事部Webサイト http://tokyo.mae.lu/jp/node_19934</p>
フィリピン	15歳未満	○	×	指定 同意宣誓 供述書 WEG申請 書	-	△ ※場合により要	○	×	×	①大使館での同意宣誓 供述書の認証・照合料 金(都度確認ください) ②現地でのWEG申請料 (都度確認ください)	<p>フィリピン国籍以外の15歳未満の未成年は、有効な査証を所持していても、単独または親以外の保護者と一緒に渡航する場合は、フィリピン到着時にWEG(Waiver of Exclusion Ground)の申請が必要です。</p> <p>WEG申請には、同意宣誓供述書の提出が必要です。</p> <p>該当の未成年者の両親(親権者)は、渡航前に大使館へ同意宣誓供述書の認証を申請してください。</p> <p>必要書類は、その都度大使館へ確認してください。</p> <p>◎フィリピン共和国大使館Webサイト http://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/visa/waiver-of-exclusion-ground-weg/</p>